

エコボロン®PRO 新築 10 年 性能保証制度 保証規定 (2015. 02. 01)

(保証の概要)

第 1 条

1. エコボロン®PRO 新築 10 年性能保証制度 (以下「本保証」という) は、本保証規定に基づき、本保証の対象となる住宅 (以下「対象住宅」という) にシロアリの被害が発見され、その修復工事を行う場合に、株式会社エコパウダー (以下「当社」という) が、施工を実施した代理店または認定施工店 (以下「施工店」という) に対して、修復工事にかかる費用を補償するものである。
2. 本保証の適用には、本保証規定に定める各条項を満たしていることを必要とする。
3. 本保証は当社と引受損害保険会社との間に締結された保険契約を根拠として成立している。

(保証回数および補償金等)

第 2 条

1. 本保証は、有効期間中に 1 回限り有効とする。
2. 修復工事費用の補償金額は 300 万円を限度とする。ただし、免責金は 3 万円とする。

(対象となる住宅および範囲)

第 3 条

1. 対象住宅は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) 新築時または増築時に、当社の規定する施工マニュアルに則り、施工店に所属し当社に認定施工士として登録された者 (以下「施工士」という) によってエコボロン®PRO が施工されていること。ただし増築の場合には増築部分のみが保証範囲となり、既築部分はこれに含まれない。
 - (2) 基礎が鉄筋コンクリート造のべた基礎またはスチール製メッシュとコンクリートによる防湿コンクリート造りの基礎で、基礎高が内部外部とも 300mm 以上あり、床下に人が潜っての点検が可能であること。ただしこれに該当しない基礎であっても、シロアリの侵入に対して強い工法であると判断される場合、保証対象となる。
 - (3) 浴室が JIS A4416 相当以上の防水性能を有するユニットバスであること、または浴室周りがコンクリート造りの腰高布基礎もしくはコンクリートブロックによる腰壁であること。ただし、ユニットバスでない浴室の場合には浴室周りは保証の対象外となる。また浴室周りから侵入した可能性のあるシロアリの被害は保証対象外となる。(第 11 条参照)
 - (4) 基礎外側断熱材を使用している場合、第三者機関で防蟻性能を有することが確かめられた材を使用していること。なお、第 11 条による制限がある。
 - (5) 第 11 条各号に該当のないこと。
2. 本保証が適用される範囲は、対象住宅の登記部分 (ぬれ縁、テラス、車庫などは対象外) に限る。

(対象となるシロアリの被害)

第 4 条

1. 本保証の対象となるシロアリの被害は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害であること。
※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ等はこれに含まれない。
 - (2) エコボロン®PRO が処理された木部の処理面から深さ 5mm を超えて内部まで食害された被害および同木部の処理面から内部を食害し貫通することで他の建築材料に広がった被害であること。
 - (3) エコボロン®PRO で処理された木部が土壌等に接触せず、かつ雨水、漏水、洪水または著しい結露等によって水に晒された経歴がないこと。ただし、新築時や増築時に木部が水に晒された場合で、当該箇所をエコボロン®PRO で再処理した場合には、ここでいう経歴には含まれない。
 - (4) 第 11 条各号に該当のないこと

(保証の申込)

第5条

1. 本保証は申込みを必要とする。申込み資格を有するのは、対象住宅にエコボロン®**PRO**を施工した施工店に限る。
2. 本保証の申込みには、申込者が次の各号に掲げる手続きを行う必要がある。
 - (1) 施工士が、エコボロン®**PRO**施工時点で最新の施工マニュアルに則り施工を実施していること。
 - (2) 保証を利用する際には施工写真の提出が必要となるため、施工マニュアルに従って施工写真を撮影し、保証期間が終了するまでの間、施工写真を保管すること。
 - (3) 各月1日から末日までにエコボロン®**PRO**の施工が完了した物件の保証申込書を作成し、翌月10日までに当社に提出(FAX送信可)すること。また、同月20日までに当社指定口座に保証料を振込むこと。
3. 1つの対象住宅に本保証を重複して申込みすること、および付保することはできない。重複する場合、保証期間の終期が最も早い1保証のみを有効とする。

(効力の発生、有効期間、失効)

第6条

1. 当社が発行する保証書が申込者に引き渡された時をもって本保証の効力が発生し、その時点から申込者は被保証者となる。
2. 本保証の有効期間は、対象住宅へのエコボロン®**PRO**の施工完了日から起算し、新築物件の場合は10年後の午後4時まで、増築物件の場合は5年後の午後4時までとする。
3. 第11条各号に該当があるなど、本保証が適用されないことが明らかとなった場合、その時点で本保証は失効する。

(被保証者の管理義務)

第7条

被保証者は、本保証の有効期間中、第5条2項(2)に定める写真の保管とともに、第8条(定期点検)、第9条(通知義務)および第10条(事故連絡および保証の申し出)に定める各種手続きを遅滞なく適切に実施する義務(以下「保証管理義務」という)を負う。保証管理義務を怠ったことが明らかになったときは、その時点で本保証は失効する。

(定期点検)

第8条

被保証者は、対象住宅へのエコボロン®**PRO**施工完了日または住宅の引渡し日の2年後、5年後の応当日前後3ヵ月の間にそれぞれ点検を実施し、点検完了日から2週間以内に、定期点検報告書を当社に提出する必要がある。(FAX送信可)

(通知義務)

第9条

次に掲げる各号に該当する場合、被保証者は、2週間以内に書面にて当社に連絡をする必要がある。

- (1) 対象住宅の所有者に変更があったとき
- (2) 被保証者(施工店)が社名変更、事業の廃止または廃業したとき
- (3) 対象住宅の増改築、改装、用途変更、補修または移設等があったとき

(事故連絡および保証の申し出)

第10条

1. 点検時や居住者などからの情報によりシロアリの発生を発見、または可能性があると判断した場合、被保証者はすみやかに当社に連絡をし、連絡後2週間以内に、規定書類(①被害状況報告書 ②住宅の修理見積書 ③保証書)とともに、第5条2項(2)の施工写真および被害箇所の写真を提出する必要がある。ただし②については、当社と打合せをした後の提出でも良い。

2. 被害状況報告書ならびに見積もりに基づき、当社社員または損害保険会社の社員等が被害状況を確認する場合、被保証者は協力しなければならない。
3. 被保証者は、修復工事が必要か否かの判断がつかない場合、木造建築の専門家(一級建築士等)の判断を仰ぐこと。
4. 本条1項の連絡と諸手続きを完了後、被保証者は当社との間で書面による合意書を締結した後、速やかに当該建物のシロアリ駆除作業を行わなければならない。なお、被保証者が正当な事由が無く駆除作業に着手しない場合、当社が被保証者の代理として、直接駆除業者に駆除工事を依頼することができる。この際、被保証者は施主に対し、その旨を説明し、駆除作業に支障が出ないように優先して協力する義務を負う。駆除費用はすべて被保証者の負担とし、当社から請求があったときは、請求日の日付から30日以内に精算しなければならない。

(保証が適用されない場合)

第11条

次に掲げる各号のうちに該当があった場合には、本保証は適用されない。

- (1) 地震、火山の噴火、洪水、津波、台風、暴風雨または豪雨等の自然現象が原因となりシロアリが誘発された場合
- (2) 沖縄県、伊豆諸島、小笠原諸島、薩南諸島または日本国外に所在する住宅の場合
- (3) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害でない場合 (※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ、キクイムシ、腐朽菌、その他木材害虫による被害など)
- (4) エコボロン®**PRO** の施工完了日以前から、すでにシロアリに侵入されていた場合
- (5) 対象住宅へのエコボロン®**PRO** の施工時に、最新の施工マニュアルを遵守した施工がされていなかった場合 (処理量の不足、必須施工箇所処理忘れ、雨水等に濡れた際の再処理を怠った、など)
- (6) エコボロン®**PRO** による処理がされていない木部からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (7) エコボロン®**PRO** による処理が木部全面にされていない場合で、無処理の部位からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (8) エコボロン®**PRO** による処理がされた木部にヒビ割れ等の損壊が発生し、そこからシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (9) 木部が撥水性能を有しているためエコボロン®**PRO** の浸透が妨げられた場合で、その木部からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (10) 増築時にエコボロン®**PRO** を施工し保証を付保した対象住宅の場合で、増築部以外 (既築部および既築部と増築部の接合する箇所等) からシロアリが侵入して発生した被害である場合
- (11) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分の被害である場合
- (12) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分から侵入した可能性のあるシロアリの被害である場合
- (13) 基礎の仕上げ材 (木質系サイディング材、サイディング裏に貼付された断熱材、基礎表面モルタル仕上げ材、基礎表面に貼付されたタイルやレンガ等) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (14) 基礎断熱工法の基礎断熱材 (内側・外側) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (15) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の土間仕上げ材 (タイル、レンガ、コンクリート、モルタル仕上げ等) の下地材 (断熱材、盛土、盛砂等) を通って (これらは目視点検ができない箇所) シロアリが侵入し発生した被害である場合
- (16) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の下地造成、仕上げ造成 (盛土、盛砂、断熱材等) に起因し、または基礎型枠材に使用する部材 (セパレーター) の隙間からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (17) 対象住宅の施工の不備、防水の不具合、または損壊等が発生した際の修繕の不備が原因となりシロアリが侵入し発生した被害の場合

(18) 故意または過失、および住宅構造によって、シロアリが誘引された状況が強く認められる場合(※床下土間の清掃不備、防水不具合等による湿潤状態の継続、基礎外周の土盛り、耐力壁や下地板等の耐湿処理の不備、基礎立ち上がり部分に接した基礎断熱材・サイディング等の建材に起因する場合、など)

(19) 被保証者が保証管理義務(第8条 定期点検義務、第9条 通知義務、第10条 事故連絡および保証の申出)を怠った場合

(20) 引受損害保険会社が廃業等で滅失した場合または損害保険事業を廃止した場合

(21) 本保証の保証期間が終了した場合

(22) 建物にシロアリが発生または発生の疑いが生じたとき、認定施工店に連絡が無く防除施工、駆除施工または修復施工がされた場合

(5年延長保証制度)

第12条

1. 被保証者は本保証を同条件で5年延長するため「5年延長性能保証制度」を1回に限り申込むことができる。
2. 申込条件等は別途「5年延長性能保証制度 保証規定」に規定される。主な条件として①本保証が有効であること、②本保証期間の終了日3ヵ月前から終了日までの間にエコボロン®**PRO**を再施工すること、③延長申込手続を行うこと、がある。

(事故調査および補償金額の決定)

第13条

1. 補償金額は、第10条の事故調査等を参考に、専門家によって算出された修復費用の評価金額により決定する。
2. 補償金額はシロアリによる被害部分の修復を目的とする直接の工事費用に限られる。(事故調査費用はこれに含まれるが、修復工事後の新たな防腐防蟻処理の費用は含まれない。)
3. 第10条の事故調査等の結果、保証が適用されないことが明らかとなった場合、修復費用は補償されず、また事故調査費用も補償されない。

(保証方法)

第14条

1. 第13条により決定された補償金額が免責金の3万円を上回る場合、補償金額から免責金3万円を差し引いた額を、被保証者に対して支払うものとする。
2. 補償金額が免責金の3万円を下回る場合、補償金は支払われない。

(保証内容の変更)

第15条

当社および引受損害保険会社は、本保証規定の内容を変更する必要がある場合は、予告無く変更することができる。

(合意管轄)

第16条

本保証に関して争訟の必要が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則 この保証規定は平成27年2月1日より適用される。